

群馬県警察

運転免許証の有効期限切れ(失効)による免許の再取得について

【令和5年5月改定】

◎ 更新期間内に免許証の更新をしなかった場合は、免許は失効します。

新たに免許を取得する場合において、「失効してからの期間」により、運転免許試験の一部が免除されます。

この手続は、「群馬県総合交通センター2階の運転免許試験の窓口」でなければできません。

失効の種類(どれに当てはまるかを御確認ください。)

A	有効期限が切れて6月以内の方
B	有効期限が切れて6月を超え3年以内で、やむを得ない理由により失効した方(ただし、当該事由がやんだ日から1月以内に限る。)
C	有効期限が切れて3年を超え、やむを得ない理由が平成13年6月19日以前に発生し、その後も継続していた方(ただし、当該事由がやんだ日から1月以内に限る。)

◎ やむを得ない理由とは、

- ・ 海外旅行、災害
- ・ 病気にかかり、又は負傷したこと。
- ・ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- ・ 公安委員会がやむを得ないと認める事情(以下「公安委員会事情」と言う。)

等です。

◎ 失効の種類Aの方で、やむを得ない理由があり、その理由が更新期間前から継続している方は、それを証明する書類を提出していただければ、失効した免許の期間が継続されます。

◎ やむを得ない理由がなく、有効期限が切れて6月を超えるとこの運転免許試験の一部免除による再取得はできません。

ただし、大型・中型・普通免許(一種・二種)及び準中型免許に限り、有効期限が切れて6月を超え1年以内であれば、仮免許を試験の一部(学科・技能試験)免除で取得できます。

◎ 失効手続を受ける方は、適性試験後に免許失効者の講習が必要です。

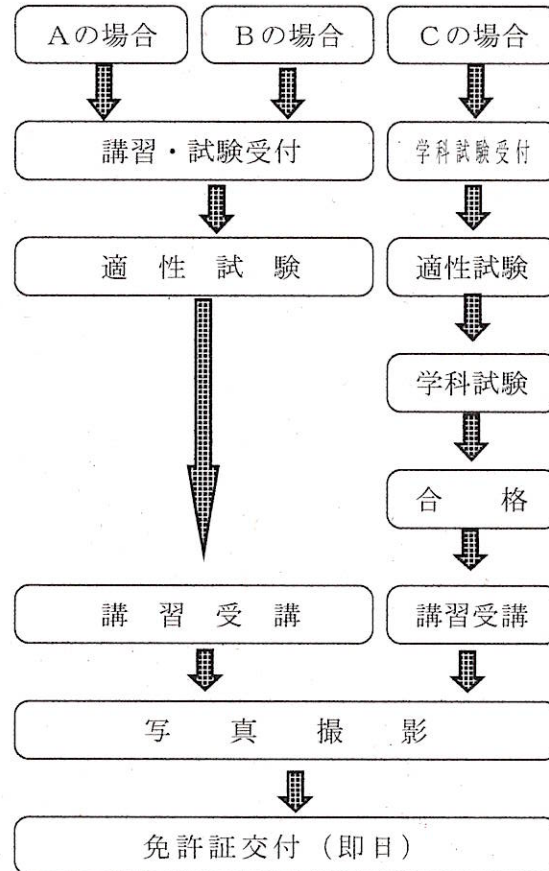
※ ただし、70歳以上の方は、事前に指定自動車教習所において高齢者講習の受講が必要となります。

受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始の休日を除く。）	
	A・B	午後1時～午後1時30分
	C	午前8時30分～午前9時 ※3月2日から3月31日の間は午前8時～午前9時
受付窓口	A・B・C 群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口	
必要書類等	<p>○ 運転免許申請書（窓口で配布）及び質問票（記載台に備置き）</p> <p>○ 失効した運転免許証</p> <p>○ <u>本籍記載のある住民票の写し（コピー不可）1通</u></p> <p>（注）マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の写し（コピー不可）を提出</p> <p>（注）外国人の方は、国籍等全部記載（マイナンバー（個人番号）のみ未記載）のもの、在留カード（要コピー）及びパスポート（旅券）</p> <p>（注）「住民票の写し」とは、市役所、役場等から発行されたもので、それを複写（コピー）したものではありません。</p> <p>※ 日本に住民票がない方（次の①から③の全てが必要です。）</p> <p>①本人の戸籍謄本又は戸籍抄本 ②同居証明書 ③同居証明した方の本籍の記載のある住民票の写し（同居証明した方が、外国人の場合は、国籍等全部記載（マイナンバー（個人番号）のみ未記載）のある住民票の写し及び在留カードの写し）</p> <p>○ 健康保険の被保険者証、個人番号カード、パスポート（旅券）等の有効なもので、申請者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>（注）外国人の方は、国籍等全部記載（個人番号のみ未記載）のもの、在留カード（要コピー）及びパスポート（旅券）</p> <p>○ 申請書用写真1枚 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景</p> <p>○ やむを得ない理由のある方は、やむを得ない理由を証明する書類（パスポート（出入国の記録があるもの）又は出入国記録証明等、診断書、在所証明書等）</p> <p>○ 海外の帰国者等で、その国で1年以上運転の経験があり、当該国の運転免許証を所持している方は、その免許証（初心運転者標識免除者、大型二輪・普通二輪二人乗り禁止の解除等の確認に必要）</p> <p>○ 70歳以上の方は、高齢者講習終了証明書</p>	

手 数 料	
受験手数料	一免種につき1,900円(ただし、公安委員会事情は一免種につき800円)
交付手数料	2,050円(但し、公安委員会事情は1,700円)
併記手数料	一免種増えるごとに200円加算
講習手数料	優良運転者500円 一般運転者800円 違反運転者・初回更新者1,350円

手続の順序

※ 免許証交付まで外出できません。



※ 免許証の交付は、講習終了後となります。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ B及びCの失効申請は、やむを得ない理由が終わった日から1月以内に手続を行ってください。 ○ 基準該当初心運転者（初心運転者期間に免許自動車等の運転に関し、道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなった者）で、再試験不受験者等の失効については、手続きできません。 ○ それぞれの理由により必要書類等が異なるため、詳しいこと、不明な点は、必ず下記までお問い合わせください。
-----	--

問合せ先 運転免許課(学科試験係)027-253-9300